

江田島市耐震改修促進計画 (第2期計画)

概要版

江田島市

1. 計画の概要

●計画策定の背景

本市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」という。)の規定に基づき、平成19年3月に「江田島市耐震改修促進計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定しました。

その後、耐震改修促進法の改正による耐震化の取り組み強化や、第1計画の上位計画である「広島県耐震改修促進計画」(以下、「県計画」という。)の新たな策定を受け、本市においても第1期計画の改定を行い、更なる耐震化の促進を図るものです。

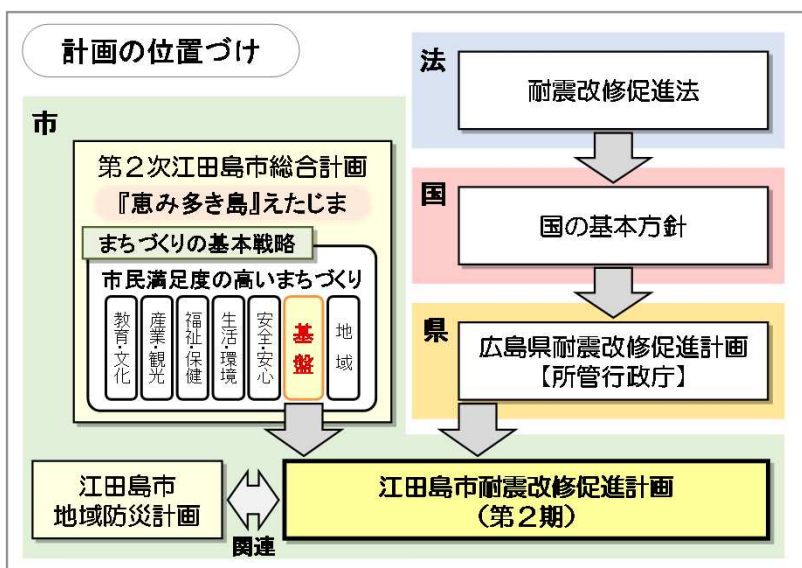
●計画の目的

本計画は、耐震改修促進法の規定に基づき、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします。

●計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針及び県計画を受けて、その方針や施策との整合を図りつつ、「江田島市総合計画」で目指す『恵み多き島』の実現に向けて、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき、市内の建築物(市有及び民有)の耐震診断及び耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示すものとして位置づけます。

また、「江田島市地域防災計画」の関連計画として、その方針や施策との整合を図ります。

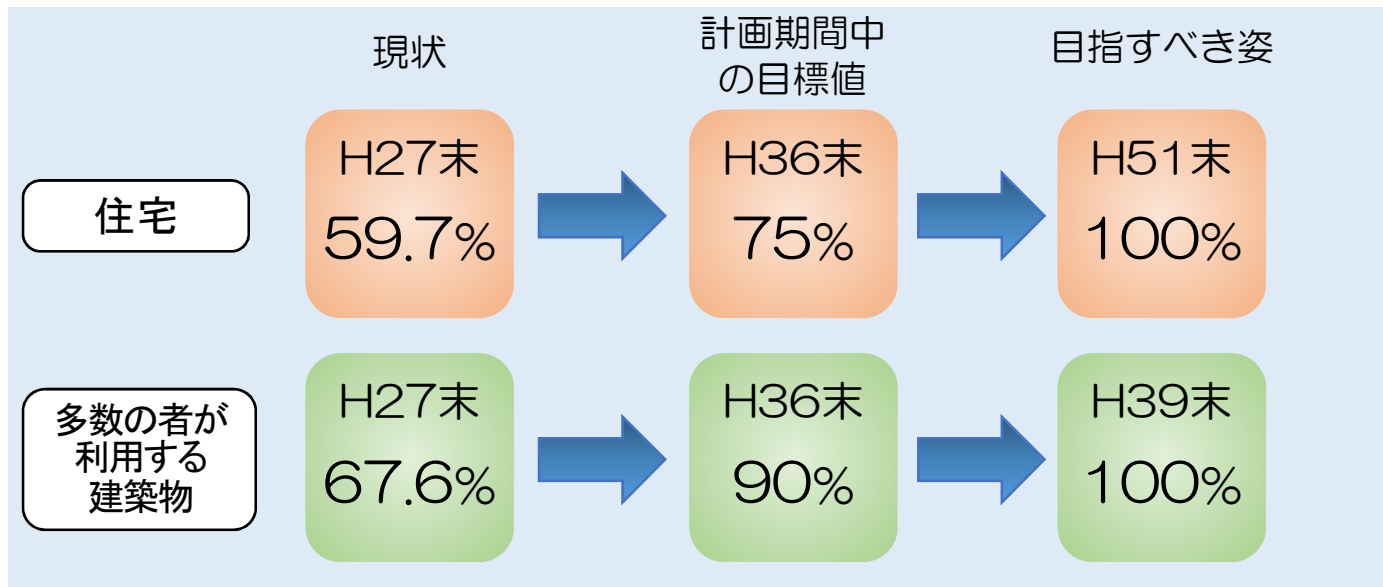


●計画期間

平成29年度から平成36年度まで(江田島市総合計画と整合)
平成31年度に検証を行います。

●耐震化の目標

本市における平成36年度末までの耐震化率目標は、第1期計画の目標を継続し、住宅75%、多数の者が利用する建築物90%とします。また、目指すべき姿として、住宅は平成51年度末まで、多数の者が利用する建築物は平成39年度末までに、対象となる全ての住宅・建築物の耐震化を図るものとします。



2. 現状と課題

●住宅・建築物の耐震化の現状(平成27年度末時点)

本市にある住宅の耐震化率は、**59.7%**と見込まれます。

本市にある多数の者が利用する建築物の耐震化率は**67.6%**と見込まれます。

住宅総数 10,544戸 戸建て 9,021戸 共同住宅 1,523戸	昭和57年以降 4,647戸	新耐震基準対応 4,647戸	耐震性あり 6,295戸 【耐震化率 59.7%】	多数の者が 利用する 建築物の 総数 74棟 国・県:7棟 市:46棟 民間:21棟	昭和57年以降:38棟 国・県:4棟 市:24棟 民間:10棟	新耐震基準対応 38棟	耐震性あり 50棟 【耐震化率 67.6%】	
	昭和56年以前 5,897戸 戸建て 5,363戸 共同住宅 534戸	耐震性保有 戸建て638戸 (11.9%) 共同住宅404戸 (75.7%)			耐震性保有:7棟 市:2棟 (耐震診断結果より) 民間:5棟(43.8%)			
		耐震改修済み 戸建て600戸 共同住宅6戸			耐震改修済み:5棟 国・県:3棟 市:2棟			
		耐震性なし 戸建て4,125戸 共同住宅124戸	耐震性なし 4,249戸		昭和56年以前:36棟 国・県:3棟 市:22棟 民間:11棟		耐震性なし:24棟 市:18棟 民間:6棟	耐震性なし 24棟

※住宅の耐震化率は平成28年度概要調書等報告書(家屋)、広島県における半島振興連携促進調査事業(H27.10)、都道府県アンケート(H16.3)による推計値 ※建築物の耐震化率は第1期計画の時点修正

●耐震化の課題

本市における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率は、ともに第1期計画の目標に達していません。本市では、地震防災マップの作成・公開による市民への啓発活動や、耐震診断及び耐震改修への費用補助制度の創設など、耐震化の促進を図ってきましたが、更なる耐震化の促進が必要です。

本市特有の課題として、旧耐震基準で建築された住宅数の割合が高いこと、高齢者世帯の割合が県内市部で最も高いことがあげられ、住宅を引き継ぐ世代が少ないことが、費用負担の大きい耐震改修が進まない要因の一つと考えられます。

■第1期計画での施策実施状況

■第1期計画の目標達成状況

	利用件数
耐震診断	22件(H25~H27)
耐震改修	2件(H26~H27)

	第1期計画の目標 (平成27年度)	平成27年度 耐震化率
住宅(共同住宅含む)	75%	59.7% (6,295戸/10,544戸)
多数の者が利用する建築物	90%	67.6% (24棟/74棟)

●課題への対応

●国の取り組みの方向性

国は平成18年の耐震改修促進法の改正にあわせ、国の基本方針を示し、都道府県に耐震改修促進計画の策定を義務付けるなど、住宅・建築物の耐震化の促進を図ってきました。東海、東南海・南海地震などの巨大地震発生への切迫性が指摘されるなか、住宅・建築物の耐震化率が国の示した目標から遅れていることもあり、平成25年11月には耐震改修促進法が再度改正され、一定規模以上の建築物の耐震診断を義務付けるなど、耐震化の促進について更なる取り組みの強化が図られています。

●県の取り組みの方向性

広島県では平成28年3月に第2期計画を策定し、防災・減災対策の充実・強化による安心なくらしづくりを目指し、社会全体で防災減災対策に取り組む社会を構築することとしています。その実現に向け、大規模建築物、防災拠点建築物及び避難路沿道建築物の耐震化を重点的に進めるとともに、県、市町及び関係団体などが連携し、県内の住宅・建築物の耐震化を含めた総合的な安全対策を推進し、県民意識の向上による自主的な耐震化を促進していくこととしています。

●本市の取り組みの方向性

本市の取り組みとして、耐震診断が義務付けられた大規模建築物などについて本市の状況を整理し、対応の方向性を示します。また、市有建築物の耐震化方針や、地震災害時などの総合的な安全対策について、その内容を示します。

市内の住宅については、耐震化のボトルネックの解消に向けた施策の新設、拡充を行うとともに、減災対策として、部分改修など低コストで安全が確保できる対策への支援を強化します。

3. 建築物の耐震化の促進を図るための施策

●耐震診断及び耐震改修促進施策

方向性		施策
耐震化のボトルネック解消に向けた施策	耐震化の必要性に関する周知・啓発	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発による耐震化の促進 ・地震防災マップの公表 ・相談体制及び情報提供の充実 ・パンフレットの配布・セミナー・講習会の開催 ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導 ・所有者個別のきめ細かな対応
	耐震化コストの支援	耐震診断及び耐震改修に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断事業 ・木造住宅の耐震改修補助事業 ・木造住宅の補強設計への補助 【新規】 ・建替えへの費用補助 【新規】 ・空き家対策と連携した耐震改修、除却への補助 【新規・重点】 ・簡易(部分)改修、耐震シェルターなどへの補助 【新規・重点】
	業者・工法などに対する信頼性の周知と向上	安心して耐震改修を行うための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断及び耐震改修技術者の育成 ・事業者の登録制度の整備 【新規】 ・耐震改修工法の普及 ・市民ニーズを反映した支援施策の検討
市有建築物の計画的な耐震化		<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する建築物の耐震化 ・指定避難所の耐震化
地震災害時などの総合的な安全確保		地震に伴うがけ崩れなどによる建築物の被害の軽減対策に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・がけ地近接等危険住宅移転事業 【新規】 ・建築物土砂災害対策改修促進事業 【新規】 ・急傾斜地崩壊対策事業など
		建築物の総合的な安全対策に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の総合的な安全対策

●耐震改修促進法改正(H25)による新たな規定への対応

対象建築物		本市の状況	施設名と対応
大規模建築物		1件が該当	大柿中学校(H29改修予定)
防災拠点建築物など	防災業務等の中心となる建築物(耐震診断状況など県HPで公表)	11件が該当(うち耐震性なし2件)	消防本部(署)庁舎(H31建替予定) 市役所能美支所(H29改修予定)
	防災拠点建築物(耐震診断義務付け建築物)	1件が該当	【再掲】 消防本部(署)庁舎(H31建替予定)
避難路沿道建築物	広域緊急輸送道路沿道建築物(耐震診断義務付け建築物)	該当路線なし	—
	緊急輸送道路沿道建築物(耐震診断などの指示対象建築物)	国・県道の沿道建築物が該当する場合あり	今後耐震化を促進

●相談窓口

問い合わせ先：江田島市土木建築部都市整備課
TEL:0823(43)1647(直通) e-mail:toshi@city.etajima.hiroshima.jp